

## 生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針

(目的)

第 1 条 この基本指針は、本市学研高山地区において、先端科学技術分野における教育、研究活動及び研究開発型産業（以下「事業活動」という。）を営む事業者（以下「事業者」という。）が取り扱うすべての元素及びその化合物（以下「化学物質等」という。）並びに生物のうち、環境保全上注意を要するものの適正管理に関し、必要な事項を定めることにより、環境汚染及び事故、災害等を未然に防止し、良好な地域環境を確保するとともに、周辺地域における緑豊かな自然環境との調和を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(環境保全対策委員会)

第 2 条 市長は、事業者が事業活動を開始する際に、環境保全に係る関係法令及びこの基本指針の履行に関し、必要となる協定等の審査を行うとともに、事業者の事業活動開始後における、この基本指針及び協定の履行状況を把握するため、生駒市学研高山地区環境保全対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 北地区自治連合会の代表

(3) その他市長が必要と認める者

(関係法令の遵守)

第 3 条 事業者は、第 1 条の目的を達成するため、環境汚染等の未然防止について社会的責務を有するものであることを深く認識し、環境保全に係る関係法令及び関係指針を遵守しなければならない。

(環境保全計画書等)

第4条 事業者は、事業活動を開始するため新規に施設を設置する場合は、次に掲げる事項で環境保全上必要な内容を記載した環境保全計画書（以下「計画書」という。）を提出し、市長と協議しなければならない。

- (1) 施設計画の概要に関する事項
- (2) 事業活動の概要に関する事項
- (3) 環境保全に係る管理組織の整備に関する事項
- (4) 研究従事者等に対する安全管理教育に関する事項
- (5) 組換えDNA実験の安全管理に関する事項
- (6) 放射性同位元素等の安全管理に関する事項
- (7) 化学物質等の安全管理に関する事項
- (8) 生物の安全管理に関する事項
- (9) 水質汚濁防止対策に関する事項
- (10) 大気汚染防止対策に関する事項
- (11) 廃棄物の処理対策に関する事項
- (12) その他の環境保全対策に関する事項
- (13) 監視測定体制の整備に関する事項
- (14) 施設及び設備の保守管理に関する事項
- (15) 事故、災害等の未然防止対策及び対応措置に関する事項
- (16) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じる場合は、速やかに変更計画書を提出し、市長と協議しなければならない。

3 市長は、事業者から第1項の計画書又は第2項の変更計画書の提出があった場合には、対策委員会に諮問するものとする。

（説明会の開催等）

第5条 市長は、事業者が、事業活動を開始するため新規に施設を設置する場合は、事前に北地区自治連合会と協議し、必要に応じて施設の

建築工事着手までに、前条第1項各号に掲げる事項の概要についての説明会を、事業者の出席の下に開催するものとする。

2 市長は、前項の説明会における北地区自治連合会の意向等について、対策委員会に報告するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、対策委員会の意見等を踏まえ、事業者と環境保全に係る協定を締結するものとする。

(組換えDNA実験の安全管理)

第7条 事業者は、組換えDNA実験を実施する場合は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を厳守しなければならない。

(放射性同位元素等の安全管理)

第8条 事業者は、放射性同位元素を取り扱い、又は放射線を発生する装置を使用する場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、「放射性同位元素等車両運搬規則」及びその他関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、原子力規制委員会の許可を得た核種以外の放射性同位元素を使用してはならない。

3 事業者は、前項の核種の排気、排液の濃度については、「平成12年10月23日科学技術庁告示第5号」(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)に定める排出基準を遵守しなければならない。

(化学物質等の安全管理)

第9条 事業者は、事業活動に伴って使用する化学物質等について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「高圧ガス保安法」及びその他関係法令に従い、その種類、性状、数量、保管状況等を常に把握するとともに、適正な管理を行い、その取扱いに際しては最大の注意を払うものとする。

(生物の安全管理)

第10条 事業者は、事業活動に伴って使用する生物について、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及びその他関係法令を遵守するとともに、その取扱いに際しては、最大の注意を払うものとする。

(水質汚濁防止対策)

第11条 事業者は、事業活動に伴う排水について、「下水道法」その他関係法令に従い、適正な処理を行うとともに、公共下水道への排出に際しては、下水道法及び生駒市下水道条例に掲げる項目についての基準を遵守しなければならない。

(大気汚染防止対策)

第12条 事業者は、事業活動に伴う排気について、「大気汚染防止法」その他関係法令に従い、適正な処理を行うとともに、その排出に際しては、別表に定める基準を遵守しなければならない。

(廃棄物の処理対策)

第13条 事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守し、その減量に努めるとともに、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の適正な処理システムの導入に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、市長と協議し、適正な処理に努めなければならない。

(その他の環境保全対策)

第14条 事業者は、騒音、振動、悪臭、地下水汚染、土壌汚染等について、それぞれの関係法令を遵守し、環境の保全に最大の努力を払う

ものとする。

(監視測定体制の整備等)

第15条 事業者は、市長と協議の下に、事業活動に伴う排水、排気等について、監視測定体制を整備するとともに、関係法令に従い、監視測定を行い、その記録を保存しなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、異常が生じた場合には、市長に報告しなければならない。

3 市長は、当該地域の環境保全に万全を期するため、定期的に測定調査を実施する。この場合、事業者は、その測定調査に協力しなければならない。

(施設及び設備の保守管理)

第16条 事業者は、施設及び設備の保守点検を定期的に行い、常に良好な状態を維持しなければならない。

(事故、災害等の未然防止対策及び対応措置)

第17条 事業者は、事故、災害等の未然防止対策及び対応措置について、消防、警察等関係機関と十分に協議し、事故又は災害時の体制を確立するとともに、これらに基づく教育訓練等を実施しなければならない。

2 事業者は、事故、災害等の緊急時には、事業活動の全部又は一部を一時停止するとともに、応急措置を実施の上、消防、警察等関係機関に通報しなければならない。この場合において、事故、災害等の状況に応じ、化学物質等の性状、毒性、環境影響等の情報を併せて報告するものとする。

3 事業者は、事故又は災害等の緊急時には、市長及び関係機関と共同して、その事態の収拾に努めなければならない。

(施設の増改築等)

第18条 事業者は、施設の増改築等を行う場合には、当該施設計画書

を提出し、事前に市長と協議しなければならない。

(報告等)

第19条 市長は、事業者に対し、環境保全の立場から事業活動に伴う事項について報告を求めることができるものとし、事業者はこれに協力しなければならない。

2 対策委員会は、環境保全に係る事項のうち、この基本指針及び協定の履行状況等について、市長に報告を求めることができる。この場合において、市長が必要と認める場合は、事業者の出席を求めることができるものとする。

(立入調査)

第20条 市長は、環境保全の立場から必要と認める場合は、市の職員を事業者の施設内に立入調査させることができるものとする。

2 市長は、対策委員会から要請があった場合は、対策委員会とともに立入調査を実施することができるものとする。

3 前2項の場合において、事業者はこれに協力しなければならない。

(苦情等の処理)

第21条 事業者は、周辺住民から環境保全に係る苦情等の申出があった場合には、直ちに当該苦情等の原因となっている事実について調査し、市長と協議の上、誠意をもって迅速に対応しなければならない。

2 市長は、前項に従い事業者から協議があった場合、若しくは周辺住民から申出があった場合には、対策委員会の意見等を聴取し、責任をもってその対応にあたるものとする。

(補償)

第22条 事業者は、事業活動に伴い、周辺住民の健康及び財産に被害を及ぼした場合は、誠意をもって協議し、正当な補償を行わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、対策委員会に協議するとともに、公

害等補償対策委員会を設置し、責任をもってその解決にあたるものとする。

(地位の承継)

第23条 事業者は、施設の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は貸与し、あるいは事業者に関係する合併等をしようとする場合は、あらかじめ市長に協議するとともに、この基本指針及び第6条の規定による協定上の地位を当該第三者に承継させるものとする。

(違反時の措置及び公表)

第24条 市長は、事業者がこの基本指針又は第6条の規定による協定を遵守しないときは、事業者に対し必要な措置をとるよう指示し、事業者は、その指示に従わなければならない。

2 市長は、事業者がこの基本指針又は第6条の規定による協定に違反し、事故、災害等の発生の恐れが生じ、周辺住民の健康及び財産に被害を及ぼすと認められる場合は、事業者に対し、事業活動の全部又は一部の一時停止、その他必要な措置を指示することができるものとし、事業者は、その指示に従うものとする。

3 市長は、事業者が前2項の指示に従わない場合は、その違反内容等を公表することができる。この場合、市長は、事業者の知的所有権の保護について配慮しなければならない。

(緑化の推進)

第25条 事業者は、周辺地域の緑豊かな自然環境との調和を図るため、敷地内において積極的な緑化に努めるものとする。

(地域社会への協力)

第26条 事業者は、市又は周辺住民が地域交流事業等を行う場合には、これら事業に積極的に参加するとともに、支障とならない範囲において、事業者の施設をその利用に供する等、地域社会への協力を努めるものとする。

( 施行の細目 )

第 2 7 条 この基本指針の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この基本指針は、平成 5 年 8 月 3 0 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この基本指針の施行の際現に行われた手続きその他の行為は、この基本指針中にこれに相当する規定があるときは、この基本指針によって行われたものとみなす。

附 則

この告示は、平成 1 3 年 3 月 2 6 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 0 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。



別表（第12条関係）

項目	評価点	許容限度
いおう酸化物	排出口	大気汚染防止法施行規則第3条第1項に定める算式においてK値を17.5とする量
ばいじん	排出口	大気汚染防止法施行規則第4条に掲げる量
カドミウム及びその化合物 塩素及び塩化水素 フッ素 フッ化水素及びフッ化珪素 鉛及びその化合物	排出口	大気汚染防止法施行規則第5条第1項第1号に掲げる量
窒素酸化物	排出口	大気汚染防止法施行規則第5条第1項第2号に掲げる量